

天塩川流域委員会 清水康行 委員長への意見書 (14 団体)

意見書

第 18 回委員会で、清水委員長は、「第 17 回委員会までに出された意見を踏まえた天塩川水系河川整備計画（原案）に関する意見（案）（以下、**委員長意見**とする）を提出されました。

この**委員長意見**は、流域委員会（以下、委員会とする）が開発局長に提出する意見の案、もしくはたたき台として出されているようですが、私どもは、貴流域委員会は、まだ、とうてい、このようなまとめの議論をする段階には至っていないと考えています。

1.具体的な検討と資料の提出において公正な立場で運営して欲しい

上記理由は、私たちが流域委員会や開発局に対しこれまで提出させていただいたサンルダム計画の根幹に関わる多くの問題点、疑問点が、流域委員会においてまだほとんど具体的に検討されていないからです。具体的には、別添の委員会あて意見書に書きましたが、名寄川の堤防と余裕高からみた流下能力の問題、天塩川そのものへのサンルダムの治水効果の問題、サンルダムによるサクラマスへの影響など、どれをとってもまだ、検討が不十分な問題ばかりです。検討が不十分な理由の一つは、開発局が検討に必要な資料を委員会に出さないことにあります。しかし、一部の委員が、開発局にさらに資料の提出を求めたとき、委員長はそれを阻止するような発言をされました。これは委員長にあるまじき行為であり、謝罪を求めます。委員長は、現在は開発局の職員ではないはずであり、公正な立場から、委員会の運営を行っていただきたいと強く要望します。

2.委員会で出された意見だけでなく、住民から出された意見も盛込んで欲しい

言うまでもなく、流域委員会の役割は設置要領に述べられているように、1)案を作成して北海道開発局長へ意見を出す、2)住民等から意見を聞いた結果を踏まえて局長へ助言する、の二つです。しかし、**委員長意見**は、これまでに委員会の席上で出された意見を列挙したものにすぎず、冊子など、詳しい資料にもとづいて出されている住民意見については、ほとんど取り入れられていないものであり、これでは流域委員会の役割を果たしているとはとても言えません。

3.任期については委員会主体で決定し、存続には公募した選出をお願いしたい

新聞報道によれば清水委員長は、委員会終了後の記者会見で「議論が近く終結する状況ではないが、任期の延長か再任か、別な枠組みで考えるのかは、主催者側の開発局の判断だ」と述べたとのこと。しかし、流域委員会の運営は、本来、開発局が決めることではなく、委員長をはじめとする委員会が主体的に行うべきことからであるはず。流域委員会には、12月には委員の任期が切れるので、それにあわせて流域委員会も終了してほしいという委員もおられますが、すでに述べたように、十分な審議が行われないままに流域委員会を終了することは許されません。多忙や、委員会での議論についていけないことを理由に、早く委員会を終わらせることを要望している委員に対しては、委員長から、委員を辞めていただくことを勧めるべきであり、委員の任期や個人的都合と、流域委員会の存続を混同することは大きな誤りです。辞めたい委員には辞めていただき、真剣に天塩川の将来を検討したいと願う委員や、現在の委員会には欠けている、環境についての専門的知識をもった委員などを公募し、新たに、問題点を積極的に検討できる委員会を委員長の主導にもとにつくるべきです。

委員長は、流域委員会の果たすべき重大な責任を受け止め、天塩川の整備計画の策定に向けて

委員会は、流域委員会の果たすべき重大な責任を受け止め、天塩川の整備計画の策定に向けて

流域委員会が科学的にも十分な検討を行えるよう、公正なお立場から最大限の努力を図っていただきたくと要望いたします。

委員長・副委員長名で提案された 『委員長意見』に対する私たちの意見

以下に個々の**委員長意見**に対する私たちの意見を述べます。全体は 20 項目からなりますので、最初から番号をふって意見を述べます。番号がないのは、その項目について私たちはとくに意見を述べることはないと考えています。

1. 「名寄川の目標流量が妥当なのかどうか、まだ十分論議されていません」というのが今までの経緯を表す文ではないでしょうか。
3. 名寄川の治水に関しては 1.で述べたように審議が尽くされていません。現地住民団体は名寄川を調べて、堤防整備と河道改修で水害を防ぐことができると述べています。治水は住民のために行うものです。住民と話し合いなどして名寄川の治水案を作成すべきです。名寄川合流点の下流については、別添意見書で触れていますが、サンルダムはほとんど機能しません。音威子府や美深などの水害をどう防ぐのかについてこの委員会ではまったく審議されていません。したがって、3.で述べられていることは全面修正すべきと考えます。
4. 「サンルダムに関しては、下流域で営まれている漁業の資源への影響を懸念する意見が出ており、十分な説明をしながら取り組む必要がある」という文は、どのような意味かはっきりさせていただきたい。十分な説明をしてそれなりに納得してからダムに取り組むのか、ダムをつくることと十分な説明を並列で行うのかでは、まったく異なることです。
5. これも 1.と 3.で述べたように、名寄川の治水をどうするかで大きく異なります。名寄川流域の遊水地を作ることを考えているのは開発局であり、私たちはそのような提案はしていません。3.で述べたように名寄川流域の治水をどうするかをきちんと審議した後に、必要であればダムとか遊水地について審議すべきです。したがって、この 5.は時期尚早で必要ないと考えます。
6. これについても、別添意見書で述べたとおりです。臭気の発生を改善するために水量を増やして行うというのは正しくない方法です。臭気の原因を明らかにして対応策を講じるのが基本です。また、名寄市が必要としている水道流量は名寄川の 1/10 濁水量と比較しても微々たるものです。なぜ、名寄川からの取水がダムでなければならぬのか明らかにしてから、この問題を審議すべきです。利水において正常流量を頻繁に下回るのは冬季だけです。冬季の流量が開発局のいう正常流量を大幅に下回っても、河川生物やサケマスに被害を生じているという報告は見あたりません。したがって、冬季の正常流量の設定は過大と考えています。過大でないと言うならば、その根拠を示してから、審議に入るべきです。したがって、6.はこれらの審議の後に書き込まれるべきです。
7. 繰り返し述べますが、名寄川の目標流量が過大であるとの意見も出されて、また第 18 回委員会で目標流量はこの委員会で決めるべき性格であるとの意見も出されました。名寄川の目標流量を過大にすると、河道掘削、河畔林の伐採やダム建設の必要性が出てきて、河川環境を大幅に悪化させます。現在の河川法では環境と治水、利水の総合的観点から河川計画を決めることになっています。目標流量が大きければ大きいほど治水には貢献しますが、環境破壊につながります。したがって、目標流量の設定を真剣に考えなければなりません。また、名寄川では設定されてい

る 1500m³/s の目標流量でも、多くの地点で計画高水位を超えていなく、また堤防は十分な高さがあります。完成堤防なのになぜ水害になるのか、十分な説明もありません。目標流量の設定と堤防の位置づけをあいまいにしたまま治水計画を考えるのは問題があります。したがって、7.は継続審議として取り扱うべきです。

8. 「流域のもつ・・・治水計画におりこまれており、過剰に評価するのは危険であり・・・」という表現があります。まず、「治水計画におりこまれており」というのは原案のどの部分でしょうか？また、過剰に評価するのは・・・とありますが、きちんとした評価があれば過剰かどうか判断できますが、森林など流域のもつ保水機能や遊水機能は評価されているのでしょうか？この問題をあいまいなまま記述すべきではありません。

9. これは一般的なことを述べているに過ぎず、整備計画とは無縁な表現です。今年の5月と10月の水害はほとんどが内水氾濫です。まずこれの対策を論じるべきです。また、名寄川水域でどの地域が外水氾濫の危険性があるのか、それをどう防ぐのかについて3.で述べたように地元の方の意見を聞き、委員自ら現地視察をするべきです。一方音威子府や美深では外水氾濫の危険性が指摘されていますが、その対策はほとんど論じられていません。8.では天塩川の個々の場所について外水と内水氾濫についての対策について述べるべきです。

11. ここの記述はサンルダムを前提にした記述であり、修正すべきです。サンルダムがサクラマス資源に与える影響についてまず論じるべきです。次に、魚道や降下対策が可能かどうか論じるべきです。今までダムによるサクラマス資源への悪影響を防いだ例は見当たりません。河川環境の荒廃とともにサクラマス資源が減少しています。開発局が影響を与えていないというニ風谷ダムについても疑問だらけです。流域委員会はサクラマス資源が壊滅したときの責任を取ることはできません。慎重な判断が求められます。したがって、ここのダムありきの文は修正すべきです。

12. ここの順序が逆です。ここで述べられた方策がサクラマス再生産に寄与することが明らかになれば、ここの文章も意味がありますが、不確かなことを前提にダム計画を是とすべきではありません。ここの文章は、サンルダムと切り離して述べるべきです。

16. 水質に関しては、基準点では環境基準を満足しているかもしれませんが、別添意見書で述べたように問題の多い発生源が多々存在します。これらの発生源対策も検討すべきです。従って、16.は水質汚濁を引き起こしている発生源対策を強める内容にすべきです。

平成 18 年 11 月 27 日

サンルダム建設を考える集い

下川自然を考える会

名寄サンルダムを考える会

北海道の森と川を語る会

大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット21

環境ネットワーク旭川・地球村

遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)